

特定帰還居住区域復興再生計画について

住民生活課

1. 計画認定までの経緯

- 令和3年に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」という政府方針が示され、2020年代をかけて帰還意向のある町民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進めていくこととなった。
- 令和4年8月から令和6年3月にかけて帰還意向調査を実施。**対象422世帯のうち、267世帯より回答があった。**結果は下表のとおり。
- 令和5年6月に福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域を抱える被災自治体が特定帰還居住区域復興再生計画を策定し、国の認定を受けることで、国費による除染・家屋解体が可能となる特定帰還居住区域を設定できる制度が創設された。
- **令和5年9月29日付けで先行区域分（下長塚・三字）の双葉町特定帰還居住区域復興再生計画が認定**され、同年12月20日から環境省による除染・家屋解体が開始。
- また、**先行区域に含まれなかった7行政区（鴻草・渋川・寺松・羽鳥・石熊・山田・細谷）についても、令和6年4月23日に特定帰還居住区域に認定され、**除染やインフラ復旧に向けて調整しているところ。

2. 帰還意向調査の結果

帰還意向調査 世帯ごとの送付・回答状況及び概要（最終報）		
	実績	備考
対象世帯数	422	
返送世帯数	267	
帰還意向あり	168	世帯員のうち1名以上が「帰還意向あり」と回答した世帯数
帰還意向なし	38	世帯員全員が「帰還意向なし」の世帯数
保留	61	「帰還意向あり」の世帯員が0名で、かつ1名以上が「保留」と回答した世帯数

3. 特定帰還居住区域復興再生計画

別紙のとおり